

## 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について

令和3年4月21日  
日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター

第2回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（令和3年2月1日）の資料1-2から以下の内容を抜粋

### 【加工規則第9条の16第2号に対する事業者意見】

「加工施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要する場合であって、加工に支障を及ぼしたとき」について、廃止措置段階に移行すれば、安全に影響を及ぼす設備機器は計画で維持管理設備としてエントリーしている。そのため、この条文の「故障」の範囲を維持管理設備に限定したらどうか。

また、維持管理設備でも常に維持しなければならない設備と将来的に使うがすぐに使用することはなく故障しても安全に影響を与えない設備があるので、一律に維持管理設備が対象ではなく、故障した対象範囲を議論させていただきたい。

### 【原子力規制庁からの質問】

廃止措置段階に移行した加工施設について、性能維持施設の中でも、すぐに使用することはなく故障しても安全に影響を与えない施設は、その間、法令報告対象外にすることを意見としていただいたが、法令報告対象外とすることが適切な施設は具体的に何か。また法令報告対象外とする期間をどう設定することが適切か。

### 【意見】

加工事業の廃止措置計画の認可は加工の事業を廃止するための認可であるため、加工施設では、「加工（核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理すること）」を行うことはない。

加工の事業の廃止措置段階に移行した加工施設（ウラン濃縮原型プラント）については、既に工程内の核燃料物質の取り出しを終了しているため、放射線業務従事者及び一般公衆への被ばくリスクの低減が図られた施設である。

加工施設は複数の設備で構成されており、設備の解体は、設備ごとに行うため、解体までの数年程度、維持管理を継続する設備も存在する。

廃止措置に移行した加工施設については、閉じ込め機能等の安全機能を有する施設・設備を性能維持施設（維持管理設備）として選定しているため、廃止措置に移行した加工施設の事故故障等に係る法令報告の対象設備は、性能維持施設が該当すると考える。

ただし、解体までの数年程度、維持管理を継続する設備を設置している室の性能維持設備又は解体作業中の性能維持施設の事故故障等においても、放射線業務従事者及

び一般公衆への被ばくに影響などの安全上の影響が小さいため、法令報告対象外とする考え方が適切と考える。

### 【具体例】

#### ○廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

- 核燃料物質の貯蔵施設
- 放射性廃棄物の廃棄施設
- 放射線管理施設
- 非常用設備

#### ○性能維持施設のうち法令報告対象外とすることが適切な事故故障等

- ・解体作業中の性能維持施設の事故故障等において、放射線業務従事者及び一般公衆の被ばくが基準等※に満たない事故故障等
- ・維持すべき期間が終了した性能維持施設の事故故障等
- ・放射線業務従事者及び一般公衆の被ばくに影響を与えない UF<sub>6</sub> 貯蔵容器の搬送用に用いる以下の性能維持施設の事故故障等(ただし、UF<sub>6</sub> 貯蔵容器の落下により UF<sub>6</sub> 貯蔵容器が破損した場合であって、放射線業務従事者及び一般公衆の被ばくが、基準等※を超え、又は超えるおそれがある事故故障等は法令報告対象とする。)
  - 天井走行クレーン
  - テルハ (16 トンホイスト)

※「基準等」とは、以下のいずれかが該当すると考えられる。

- ・加工規則第7条の3第1項第1号の規定に基づく線量限度（線量限度等を定める告示第5条に定められる線量限度）
- ・廃止措置計画での平常時における放射線業務従事者及び一般公衆の被ばく線量評価値
- ・廃止措置計画での事故故障等における放射線業務従事者及び一般公衆の被ばく線量評価値

#### ○法令報告対象外とする期間の設定

- ・解体まで維持管理を継続する期間
- ・維持すべき機能の維持すべき期間が終了した期間
- ・核燃料物質を取扱っていない期間

以上